令和６年度道路損害賠償責任保険業務仕様書

　　本書は、令和６年度道路損害賠償責任保険業務に係る委託契約に関する仕様書であり、本保険業務の受託者は以下に示す全ての事項を満たすこと。

１　基本事項

（１）件名

令和６年度道路損害賠償責任保険業務

（２）業務の目的

県が管理する国道及び県道並びに県の代行事業区間における道路上の事故の損害賠償に対応するため、道路損害賠償責任保険契約に基づきこれを支払うものとする。

（３）業務箇所

①対象範囲　　　県内一円

②保険対象道路

ア　県管理の国道及び県道（令和５年４月１日現在　5,199.4km）

イ　県の代行事業区間　　（令和６年１月１日現在　　 9.4km）

（４）保険の内容

①種類　　　　　道路損害賠償責任保険

②賠償限度額

ア　対人　　　１名につき　　　　１億円

１事故につき　　　５億円

イ　対物　　　１事故につき　 4,000万円

ウ　免責金額　設定しない

（５）契約期間

令和６年４月24日午後４時から令和７年４月24日午後４時まで（１年間）

２　業務内容

　　本業務における損害賠償に関するものとし、以下の業務とする。

　　ただし、本業務を遂行するために必要な業務として、委託者が別に指示したものを含むものとする。

（１）事故受付

県から報告した事故速報等により、本業務に関する事故として受付けた上でその旨を報告者へ通知すること。

（２）アジャスター対応

報告があった事故について、県からの指示があった場合、または保険会社の判断により原因等に疑義が生じた場合、速やかにアジャスターを派遣し、損害内容等について適切に対応すること。

アジャスター査定の結果、事故との関連性の有無、修繕金額の協定結果等については、書面により県へ報告すること。

（３）賠償金の支払い

　　　示談等により決定した損害賠償金について、県の請求により速やかに被害者へ支払うものとし、その結果を当事者へ通知すること。

（４）事務研修会への協力

県の事務担当者が参加する事故事務研修会に講師として出席し、事故対応等について説明等をすること。必要な研修資料については、自らを作成して提供すること。（年１回、５月下旬開催予定）

（５）データの提供

　　　事故の対応状況について、県において確認等に必要なデータの提供を求めた場合は、これに応じること。

（６）その他

上記（１）から（５）までの他、県からの疑義への対応、事故対応に係る助言等、本業務の事務処理に必要であるものに対応すること。

３　その他

（１）本業務の契約締結後、保険証券及び保険約款（普通保険約款、特別約款、特約条項）を提出すること。

（２）本業務に係る費用には、損害賠償金の他、アジャスターに係る人件費及び交通費、消耗品費、管理費その他本業務に係わる一切の費用を含むものとし、本契約以外に費用が発生することが無いこと。

（３）本仕様書に定めの無い事項については、県及び受託者の双方が協議のうえ定めること。